

# 建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程

(昭和61年宮城県告示第1243号)

(趣旨)

第1条 この規程は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第95条第1項、第104条第1項及び第105条の規定に基づき、建設工事に係る調査、測量又は設計の業務（以下「建設関連業務」という。）を発注する場合の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及びその申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者であつてはならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ないもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 第12条第1項第3号の規定による参加資格の取消しを受け、同条第3項に規定する期間（以下「参加資格喪失期間」という。）を経過していない者
- (4) 別表第一の上欄に掲げる業務の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法令等の規定による登録（以下「法令等の登録」という。）を受けていない者
- (5) 契約の種類及び金額に応じ、経営の規模及び状況からみて債務不履行のおそれがあると認められる者
- (6) 都道府県税を完納していない者
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していない者

(参加資格の承認等)

第2条の2 知事は、参加資格の承認を2箇年度に一回行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、参加資格の承認を受けていない者が参加資格の承認を申請したときには、知事は、四半期ごとに参加資格の承認を行うものとする。
- 3 第5条の規定により参加資格の承認を受けた者で、第7条第1項に規定する有効期間が満了していないもの（以下「有資格者」という。）が、参加資格の業種又は部門の追加の承認を申請したときには、四半期ごとに参加資格の業種又は部門の追加を承認するものとする。

(申請)

第3条 前条各項の承認を申請する者（以下「申請者」という。）は、前条第1項又は第2項に規定する参加資格の承認を申請するときは次の各号に掲げる書類を、前条第3項に規定する参加資格の業種又は部門の追加の承認を申請するときは第2号から第5号まで及び第11号に掲げる書類を添えて、それぞれ建設関連業務競争入札参加資格承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）又は建設関連業務競争入札参加資格業種（部門）追加承認申請書（様式第1号の2。以下「追加申請書」という。）を知事に提

出しなければならない。

- (1) 第2条第2号に該当する者でない旨の誓約書（様式第1号の3）
  - (2) 法令等の登録の通知の写し
  - (3) 経営規模等総括表（様式第2号）
  - (4) 技術職員名簿（様式第3号）及び資格者証等の写し
  - (5) 参加資格の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度（当該事業年度の決算が確定していないときは、その前事業年度）の貸借対照表、損益計算書及び法人にあつては利益処分に関する書類の写し
  - (6) 都道府県税の納税証明書
  - (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - (8) 公益財団法人日本適合性認定協会（平成5年11月1日に財団法人日本品質システム審査登録認定協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。又は当該法人と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証又はみちのく環境管理規格認証機構のみちのく環境管理規格の認証登録を受けている場合には、その認証書又は認証登録書の写し
  - (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある場合には、障害者雇用促進法第43条第7項の規定による報告書の写し
  - (10) 本県が実施する「女性のチカラを活かす企業」認証制度に基づく確認書の交付又は知事表彰を受けた場合には、その確認書又は表彰状の写し
  - (11) 知事が特に必要と認めるもの
- 2 知事は必要に応じ、第5条に規定する審査及び第6条に規定する総合評点の付与において必要な書類の提示を随時求めることができる。

（申請書の受付時期）

第4条 第2条の2第1項の参加資格の承認に係る申請書の受付は、参加資格の承認を行う日の属する年度の前年度の11月1日から2月末日までの間で知事が別に指定した日に行うものとする。

2 第12条第1項第3号の規定により参加資格を取り消された者で、参加資格喪失期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加するためにその日の属する年度に係る参加資格の承認を受けようとする者は、当該参加資格喪失期間内であっても、前項の期限までに当該年度に係る参加資格の承認の申請を行うことができる。

3 第2条の2第2項の参加資格の承認に係る申請書及び同条第3項の参加資格の業種又は部門の追加の承認に係る追加申請書の受付は、参加資格の承認を行う日の一月前まで随時行うものとする。

（参加資格の審査等）

第5条 知事は、第3条第1項の規定により申請書の提出を受けた場合は、その内容の審査を行い、適格と認めたときは参加資格又は参加資格の業種若しくは部門の追加を承認し、当該申請者に対し建設関連業務競争入札参加資格承認通知書（様式第4号）を交付

するとともに建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿（様式第5号）に登録し、不適合と認めるときは当該申請者に対し建設関連業務競争入札参加資格不承認書（様式第6号）を交付する。

（総合評点の付与）

第6条 知事は、前条の規定により参加資格又は参加資格の業種の追加を承認したときは、次に掲げる事項について総合評点を付与するものとする。

- (1) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度（当該事業年度の決算が確定していないときはその前の事業年度。以下同じ。）及びその直前の事業年度の申請業種ごとの年間平均実績高（以下「業種別年間平均実績高」という。）
- (2) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の決算期における自己資本額
- (3) 申請日の業種区分ごとの資格取得者数
- (4) 営業年数
- (5) 公益財団法人日本適合性認定協会又は当該法人と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの登録証等の件数又はみちのく環境管理規格認証機構が発行したみちのく環境管理規格の認証登録の件数
- (6) 障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用の状況
- (7) ポジティブ・アクション（男性を職場の中心とする慣行及び男女の固定的な役割分担の意識を解消し、女性が職場において能力を十分に発揮できるようにするための積極的な取組をいい、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために全ての労働者を参照対象に行う取組を含む。以下同じ。）の推進の状況
- (8) 本県の建設工事入札参加登録業者等の指名停止に関する定めに基づく指名停止を受けた月数

2 総合評点は、次の算式によって算定するものとする。

算式

$$A \times 3 + B + C \times 5 + D + E + F + G + H$$

算式の符号

A 業種別年間平均実績高（業種別の直近2年の年間平均実績高）の欄に掲げる区分に応じ次の表の点数欄に掲げる点数

業 種 別 年 間 平 均 実 績 高	点 数
20億円以上	30点
10億円以上20億円未満	25点
5億円以上10億円未満	20点
1億円以上5億円未満	15点

5千万円以上1億円未満	10点
5千万円未満	5点

B 次の表の自己資本額数値（直前の事業年度の決算における自己資本額を年間平均実績高（申請日の属する事業年度の直前の事業年度及びその直前の事業年度の建設関連業務全体の年間平均実績高をいう。）で除し、100を乗じて得た数値をいう。）の欄に掲げる区分に応じ同表の点数の欄に掲げる点数

自己資本額数値	点数
10以上	30点
5以上10未満	20点
5未満	10点

C 次の表（2）の合計数値（次の表（1）の資格取得者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の資格取得者の欄の右欄に掲げる者の数に2を乗じて得た数値を合計した数値をいう。）の欄に掲げる区分に応じ次の表（2）の点数の欄に掲げる点数  
表（1）

業種	資格取得者	
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建設コンサルタント	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体力学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道又は下水道とするものに限る。）、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門、応	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1種の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受

	<p>用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門，電気電子部門，建設部門，上下水道部門，農業部門，森林部門，水産部門，情報工学部門又は応用理学部門の選択科目（機械部門にあつては機械設計，流体力学又は交通・物流機械及び建設機械，上下水道部門にあつては上下水道及び工業用水道又は下水道，農業部門にあつては農業土木，森林部門にあつては森林土木，水産部門にあつては水産土木，応用理学部門にあつては地質に限る。）とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者</p>	<p>けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会（昭和38年3月4日に社団法人建設コンサルタンツ協会という名称で設立された法人をいう。）の行うRCCM資格試験に合格し，登録を受けている者</p>
<p>地質調査</p>	<p>技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。），応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門の土質及び基礎又は応用理学部門の地質とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者</p>	<p>一般社団法人全国地質調査業協会連合会（昭和39年2月20日に社団法人全国地質調査業協会連合会という名称で設立された法人をいう。）の行う地質調査技士資格検定試験に合格し，登録を受けている者</p>
<p>補償コンサルタント</p>		<p>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者，土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者，司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者，一般社団法人日本補償コンサルタント協会（昭和52年7月11日に社団法人日本補償コンサルタント協会という名称で設立された法人をいう。）の付与する補償業務管理士の資格を有し，登録を受けている者</p>

建築設計	建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者及び1級建築士の免許を受けている者（構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。）並びに建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）による建築設備士の登録を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会（昭和50年7月10日に社団法人日本建築積算協会という名称で設立された法人をいう。の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者
------	--	--

表（2）

合計数値	点 数
110以上	30点
65以上110未満	25点
40以上65未満	20点
15以上40未満	15点
15未満	10点

D 次の表の営業年数の欄に掲げる区分に応じ同表の点数の欄に掲げる点数

営業年数	点 数
10年以上	30点
10年未満	20点

E 次の表のISO登録証等又はみちのく環境管理規格の認証登録の取得状況の欄に掲げる区分に応じ同表の点数の欄に掲げる点数

ISO登録証等又はみちのく環境管理規格の認証登録の取得状況	点 数
ISO9000シリーズの登録証等を受けている場合	10点
ISO14000シリーズの登録証等を受けている場合	10点

みちのく環境管理規格の認証登録を受けている場合	10点 (ただし、ISO14000シリーズ登録証等を受けている場合との重複加点は、行わない。)
-------------------------	--

F 次の表の障害者の雇用の状況の欄に掲げる区分に応じ同表の点数の欄に掲げる点数

障害者の雇用の状況	点 数
障害者雇用促進法第43条第1項の規定による雇用義務がある場合で雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であるとき	10点
障害者雇用促進法第43条第1項の規定による雇用義務がない場合で障害者を1人以上雇用しているとき	10点

G 次の表のポジティブ・アクションの推進の状況の欄に掲げる区分に応じ同表の点数の欄に掲げる点数

ポジティブ・アクション推進の状況	点 数
参加資格の申請時において「女性のチカラを活かす企業」認証制度に基づく確認書の交付を受けている場合	10点
参加資格の承認を行う日の属する年度の初日（以下「基準日」という。）の属する年度の直前の5年度の間「女性のチカラを活かす企業」認証制度に基づく知事表彰を受けている場合	10点

H 次の表の点数の欄に掲げる点数

指名停止の状況	点 数
基準日の属する年の直前の2年間に指名停止を受けた場合	指名停止を受けた月数（指名停止を受けた月数が1か月に満たない場合は、こ

	れを切り捨てる ものとする。) にマイナス2点 を乗じた点数
--	---

(資格基準)

第6条の2 知事は、第5条の参加資格の審査又は参加資格の業種の追加の審査の結果に基づき、別表第二の上欄に掲げる発注業務の種類及び同表の中欄に掲げる条件に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる等級に区分するものとする。

2 知事は、前項の規定により区分された等級に基づき、別表第三の上欄に掲げる発注業務の種類及び同表の中欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委託金額の範囲内の金額の委託業務の入札に参加させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、当該等級以外の等級に属する参加資格の承認を受けた者についても入札参加させることができるものとする。

(参加資格の有効期間等)

第7条 参加資格の有効期間は、知事が指定した2会計年度とする。ただし、第2条の2第2項又は第3項の規定に係るものについては、この限りでない。

2 有資格者が、更新のため第3条の規定により申請書を提出した場合においては、当該申請書に係る建設関連業務競争入札参加資格承認書又は建設関連業務競争入札参加資格不承認書の交付を受けるまでの間は、有効期間が満了した後においても、なお参加資格を有するものとする。

(変更届)

第8条 有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その事実を証する書類を添えて、遅滞なく建設関連業務競争入札参加資格に係る変更届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 法令等の登録に係る登録番号及び登録年月日
- (2) 商号又は名称
- (3) 住所又は所在地
- (4) 代表者又は受任者の氏名
- (5) 電話番号
- (6) その他知事が必要と認める事項

(参加資格喪失届)

第9条 有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、次条の規定により参加資格の承継申請を行う場合を除き、遅滞なく建設関連業務競争入札参加資格喪失届(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号又は第4号に該当した場合 有資格者
- (2) 死亡した場合 その相続人
- (3) 合併により消滅した場合 その役員であった者



- (4) 破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (5) 特別清算が開始された場合 その清算人
- (6) 合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (7) 参加資格の承認を受けた部門の営業を廃止した場合 有資格者

(参加資格の承継)

第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者で第2条各号のいずれにも該当しないものは、知事の承認を受けて参加資格を承継することができる。

- (1) 死亡した場合 その相続人
  - (2) 法人を設立した場合 その法人
  - (3) 企業再編した場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる法人
    - イ 合併した場合 合併後の法人
    - ロ 分割により建設関連業務の全部又は一部を承継した場合 建設関連業務を承継した法人
    - ハ 事業譲渡により建設関連業務の全部又は一部を承継した場合 建設関連業務を承継した法人
- 2 前項の承認を受けようとする者は、参加資格の承継の原因を証する書面を添えて、建設関連業務競争入札参加資格承継申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 3 参加資格の承継の承認を受けた者の参加資格の有効期間は、参加資格の被承継者の有効期間の残存期間とする。

(総合評点等の再評価)

- 第11条 合併後の有資格者又は分割若しくは事業譲渡により建設関連業務の全部若しくは一部を承継した有資格者は、総合評点及び資格基準の再評価を受けることができる。
- 2 現に指名停止を受けている法人若しくは第6条第2項Hの表の規定による点数が加算されている法人（以下「指名停止者」という。）と合併した有資格者又は分割若しくは事業譲渡により建設関連業務の全部若しくは一部を指名停止者から承継した有資格者は、総合評点及び資格基準の再評価を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により総合評点及び資格基準の再評価を受けようとする有資格者は建設関連業務競争入札参加資格再評価承認申請書（様式第10号）を、前項の規定により総合評点及び資格基準の再評価を受けなければならない有資格者は事業承継届出書（様式第11号）を、再評価に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 第6条及び第6条の2第1項の規定は、第1項及び第2項に規定する総合評点及び資格基準の再評価に準用する。

(参加資格の取消し)

- 第12条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を取り消す。
- (1) 第9条各号のいずれかに該当することとなった場合で届出がなかったとき。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のい

れかに該当することとなったとき（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く）。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなったとき

(4) 不正の手段により有資格者となったとき。

(5) 故意に前条第2項の規定による再評価を受けなかったとき。

2 知事は、前項の規定により参加資格を取り消したときは、建設関連業務競争入札参加資格取消通知書（様式第12号）により、参加資格を取り消された者に通知する。

3 第1項第3号の規定により参加資格を取り消された者は、前項の通知があった日から3年を超えない範囲で知事が定める期間、入札参加の資格を失う。

4 知事は、第1項第3号の規定により参加資格を取り消された者が参加資格喪失期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加しようとする場合において、参加資格の承認を申請する旨の書面の提出があったときは、第7条第2項に規定する有効期間に限り、参加資格の承認をすることができる。

（参加資格の抹消）

第13条 知事は、第9条の規定により有資格者が参加資格を喪失したとき、又は前条第1項の規定により参加資格を取り消したときは、建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿から当該有資格者の登録を抹消しなければならない。

別表第一（第2条関係）

業務の種類	法令等の登録	部門
測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録	公共測量 その他
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録	河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気 電子

地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定による登録	土質調査 岩盤調査 物理探査 試験・計測 その他
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定による登録	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償 関連 総合補償
建築設計	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録	建築 電気設備 機械設備 耐震診断

別表第二（第6条の2関係）

発注業務の種類		条件	等級
業種		総合評点	
測量	公共測量 その他	170点以上	A
		169点以下	B
建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子	180点以上	A
		179点以下	B
地質調査	土質調査 岩盤調査 物理探査 試験・計測 その他	170点以上	A
		169点以下	B
補償コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償	150点以上	A
		149点以下	B
建築設計	建築 電気設備 機械設備 耐震診断	150点以上	A

		149点以下	B
--	--	--------	---

別表第三（第6条の2関係）

発注業務の種類		等級	委託金額の範囲
業種			
測量	公共測量 その他	A	500万円以上
		B	1000万円未満
建設コンサルタント	河川，砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気 電子	A	500万円以上
		B	1000万円未満
地質調査	土質調査 岩盤調査 物理探査 試験・計測 その他	A	250万円以上
		B	500万円未満
補償コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償	A	250万円以上
		B	500万円未満
建築設計	建築 電気設備 機械設備 耐震診断	A	250万円以上
		B	500万円未満

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は，昭和61年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和61年度における県が発注する建設関連業務の指名競争入札については，なお従前の取扱いの例による。
- 3 別表の下欄に掲げる部門に応じ，同表の中欄に掲げる法令等に規定する資格のある専任の技術者を有している者は，平成16年3月31日までの間，第2条第3号に規定す

る法令等の登録を受けている者とみなす。

(参加資格の有効期間の特例)

- 4 第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年度に承認する参加資格の有効期間は、一会計年度とする。

附 則 (平成元年3月24日告示第423号)

この告示は、平成元年3月24日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日告示第411号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日告示第421号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月11日告示第1260号)

この告示は、平成13年12月11日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日告示第368号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日告示第319号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日告示第430号)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第一の建設コンサルタント登録規程第五条の規定による登録及び地質調査事業者登録規程第五条の規定による登録については、当分の間、技術管理者の認定及び技術士の配置をもってする国への登録申請の受理(受理後に却下された場合を除く。)をもって当該登録とみなす。

- 3 別表第一の補償コンサルタント登録規程第五条の規定による登録については、当分の間、補償業務管理者の配置をもってする国への登録申請の受理(受理後に却下された場合を除く。)をもって当該登録とみなす。

附 則 (平成17年3月31日告示第445号)

- この告示は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日告示第380号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日告示第922号)

- この告示中第2条第2号及び第3号、第3条第1項、第4条第2項、第9条並びに第10条の改正規定、第12条を第14条とし、第11の2を第13条とする改正規定、第11条の改正規定、同条を第12条とし、第10条の次に1条を加える改正規定は、平成19年10月1日から、その他の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日告示第355号)

この告示は平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月28日告示第1014号)

- この告示は平成20年11月1日から施行する。ただし、第3条第1項第7号及び第6条第2項の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年 3月24日告示第 258号)

1 この告示は平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程第2条の2の規定により参加資格の承認を受けている者は、改正後の建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程第2条の2の規定により参加資格の承認を受けた者とみなす。

3 改正後の建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程第6条第2項の規定は、平成22年4月1日以後に参加資格の承認を受けようとする者に係る総合評点の算定について適用し、同日前に参加資格の承認を受けようとする者に係る総合評点の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年 9月15日告示第 852号)

1 この告示は平成21年10月1日から施行する。ただし、第6条第2項Cの表の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前にポジティブ・アクション推進事業に基づく確認書の交付又は知事表彰を受けた者に係る改正後の建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程(以下「新規程」という。)第3条第1項第9号並びに第6条第1項第7号及び第2項Gの規定の適用については、第3条第1項第9号及び第6条第1項第7号中「女性のチカラは企業之力」普及推進事業」とあるのは「ポジティブ・アクション推進事業」と、第6条第2項G中「女性のチカラは企業之力」普及推進事業」とあるのは「ポジティブ・アクション推進事業」とする。

3 施行日前に建築積算資格者試験に合格した者に係る新規程第6条第2項Cの表建築設計の項の規定の適用については、同項中「建築積算士試験」とあるのは、「建築積算資格者試験」とする。

附 則 (平成26年2月18日告示第130号)

1 この告示は平成26年2月18日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に「女性のチカラは企業之力」普及推進事業に基づく確認書の交付又は知事表彰を受けた者に係る改正後の建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程(以下「新規程」という。)第3条第1項第9号及び第6条第2項Gの表の規定の適用については、新規程第3条第1項第9号中「女性のチカラを活かす企業」認証制度」とあるのは「女性のチカラは企業之力」普及推進事業」と、新規程第6条第2項Gの表中「女性のチカラを活かす企業」認証制度」とあるのは「女性のチカラは企業之力」普及推進事業」とする。

附 則 (平成26年10月31日告示第875号)

この告示は平成26年11月1日から施行する。